

「南部地域（うち伊勢志摩・紀勢地域）における持続的な関係人口受入の 仕組み作り」業務委託仕様書

1 委託業務名

南部地域（うち伊勢志摩・紀勢地域）における持続的な関係人口受入の仕組み作り
業務委託

※本事業において、地域の区分は以下のとおりとする。

南部地域：伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、
度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町（計13市町）

うち伊勢志摩・紀勢地域：

伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、
大紀町（計8市町）

2 事業の目的

三重県南部地域では過疎高齢化が進み、地域づくり活動の担い手が不足する等、持続可能な地域社会の形成が課題となっている。そうした課題に対応するため、三重県では移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人びとと多様に関わる人を指す「関係人口」に着目し、関係人口創出事業（度会県プロジェクト）を進めてきた。

南部地域活性化局においては、昨年度、「度会県民と地域のマッチング業務」として関係人口創出サービスを展開する株式会社おてつたびに事業委託し、南部地域の担い手不足の解消を図るとともに、地域と若者の関係の深化を進めたところである（*）。今後、特に人口減少が懸念される南部地域においては、こうしたサービスも積極的に利用しながら、地域外の方々の力を地域の活性化に活用していく必要がある。しかし、こうした民間のサービスは比較的新しいものが多く、また、受け入れを進めるための地域の受入体制が十分に整っていないこともあり、まだまだ積極的には活用されていない状況にある。

本委託業務は、地域の事業者や一次産業の担い手等にこうした民間サービスの積極的な活用を促すとともに、サービスを活用して地域づくり活動に参加する関係人口の方々に対する様々なサポートや地域とのコーディネートを行うことで、関係人口の受入環境を整え、人口減少下においても地域が持続的に活性化する仕組みづくりを目指すものである。また、本事業を通じて、今後、関係人口の取組を、地域づくりに主体的に関わる人びと（活動人口）の取組へと深めていくための検討の材料とする。

（*）令和4年1月7日 三重県報道提供資料「尾鷲市の甘夏農家で県外の若者が収穫を手伝う「おてつたび」を実施します」

URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0004700054.htm>

3 委託期間

契約の日から令和5年3月31日（金）まで

4 事業実施主体

事業の実施主体は、観光地域づくり法人（DMO）、市町観光協会、地域活性化協議会等、関係人口の受入環境の整備に取り組むことができる者であることを条件とする。

ただし、地域における持続的な地域活性化策としての仕組み作りを目指すため、市町と連携して取り組むことを必須とする。

5 委託業務の内容

伊勢志摩・紀勢地域の市町において、次の業務を実施すること。

(1) 関係人口創出サービスを活用して関係人口受入を行う受入事業者等の確保

- ・地域の事業者や一次産業の担い手等に働きかけ、民間企業等の関係人口創出サービス（例：おてつたび等）を活用して関係人口の受入を行う受入事業者等（以下、「受入事業者等」という。）を最低1者以上確保すること。

なお、本事業の受託事業者が、本事業において関係人口の受入を行う受入事業者等になることはできないものとする。

- ・活用することを前向きに検討している受入事業者等に対して本事業の趣旨を説明するとともに、必要に応じてサービス提供会社と協力して受入事業者等向け説明会を開催するなどし、本事業の理解促進を図ること。
- ・受入事業者等が行う関係人口の受入期間として最低1週間程度（移動日を含む）確保すること。
- ・受入事業者等が受け入れる関係人口は、南部地域外から最低1名以上確保すること。

(2) 関係人口受入を行う受入事業者等へのサポート

- ・(1) でサービスを活用することになった地域の受入事業者等が行う、関係人口受入に向けた準備（サービスへの登録、関係人口の宿泊先の手配、交通手段の確保等）をサポートし、受入事業者等の利用上の負担を軽減すること。

(3) 関係人口受入時のコーディネート

- ・地域で活動することとなった関係人口が(1)のサービスで予定された活動以外の地域活動（地域の人びととの交流、地域でのボランティア活動）や観光等を望む場合には、当該地域において充実した体験ができるよう、関係人口の要望に合わせてコーディネートを行うこと。

(4) 事業実施報告書の作成

- ・実施した事業の内容及び結果を報告書としてまとめること。
- ・報告書においては、実施結果の分析を行って課題を整理するとともに、関係人口の人びとが主体的に地域づくりに関わるうえで、今後必要となる方策についての考察を行うこと。

<実施にあたっての留意事項>

- ・本事業の受託事業者は、受入事業者等が関係人口の受入を行う市町（伊勢志摩・紀勢地域の市町に限る）と連携して業務を実施することとする。ただし、受入事業者等が複数ある場合で、それが、伊勢志摩・紀勢地域の他の市町で関係人口の受入を行う受入事業者である場合、受託事業者が当該市町と連携して業務を実施するのであれば、当該市町において併せて業務を実施することは差し支えない。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等によっては、関係人口創出サービス提供企業や受入を実施する事業者、市町と相談のうえ、関係人口の方々に対してPCR検査や抗原検査等の実施を促し、地域が安心して受入できるよう努めること。

6 契約上限額

494,890円（税込）（消費税及び地方消費税は10%で計算）

7 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (7) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託事業者は、委託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (10) 三重県が受託事業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

8 納品する成果物

5 (4) で作成した事業実施報告書を電子データ1部にして提出すること。

ア 提出期限 令和5年3月31日(金)

イ 提出場所 三重県 地域連携部 南部地域活性化局 南部地域活性化推進課